平成２３年（フ）第３３４０号
横浜市金沢区野島町５番11号　長谷川アパート101号、開始決定時の住所横浜市金沢区大道２丁目９番２号
破産者　石原　悦子
1　決定年月日　平成24年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６２号
長野県下伊那郡阿智村春日1781番地10
破産者　原　　敏文
1　決定年月日　平成24年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所飯田支部

平成２３年（フ）第４１７号
静岡県牧之原市静波224番地　榛南地区教職員住宅10―１、開始決定時の住所静岡県牧之原市静波2301番地２
破産者　藤田　時子
1　決定年月日　平成24年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１３２号
静岡県掛川市大渕11248番地の３、開始決定時の住所静岡県焼津市三ケ名381番地　グリーングラス小池106
破産者　鈴木　教之
1　決定年月日　平成24年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３４号
鳥取県米子市淀江町福頼277番地
破産者　松原　暁一
1　決定年月日　平成24年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所米子支部

平成２３年（フ）第１３６１号
広島県廿日市市阿品台北13番21号
破産者　福吉　邦弘
1　決定年月日　平成24年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第９９号
福岡県小郡市美鈴が丘３丁目12番地16
破産者　中山　晴仁
1　決定年月日　平成24年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２３年（フ）第７２号
兵庫県豊岡市上鉢山833番地
破産者　齋藤　道雄
1　決定年月日　平成24年７月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２４年（フ）第３６号
奈良県生駒郡平群町初香台５丁目１番１号、開始決定時の住所新潟市中央区鳥屋野426番地10
破産者　渡邉　松男
1　決定年月日　平成24年７月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１７６号
長野県松本市石芝４丁目２番19号
破産者　岩淵　健児
1　決定年月日　平成24年７月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２４年（フ）第１９２号
釧路市堀川町８番３号　ハイツクレソンＤ号室
破産者　土谷　恵一
1　決定年月日　平成24年７月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第４５号
山形県鶴岡市羽黒町十文字字十文字166番地１
破産者　佐藤　セイ
1　決定年月日　平成24年７月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２３年（フ）第２０号
山形県東田川郡庄内町狩川字薬師堂西63番地
破産者　鶴巻　光記
1　決定年月日　平成24年７月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所酒田支部

平成２３年（フ）第８２号
山形県酒田市宮野浦２丁目４番30号　シーサイドパレス102号、開始決定時の住所山形県酒田市旭新町16番19号
破産者　佐藤　　淳
1　決定年月日　平成24年７月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所酒田支部

平成２３年（フ）第２１６号
福島県田村市常葉町山根字鹿島74番地７、住民票上の住所福島県田村市常葉町山根字鹿島76番地
破産者　渡辺　通雄
1　決定年月日　平成24年７月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２３年（フ）第１４２号
福島県いわき市内郷御厩町３丁目100番地きぬ川ハイツ201、前住所福島県いわき市常磐湯本町上浅貝19番地　県営住宅３―23
破産者　山口　英之
1　決定年月日　平成24年７月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所いわき支部

平成２３年（フ）第２３９号
富山市水落119番地55
破産者　城戸印刷こと　城戸　克敏
1　決定年月日　平成24年７月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部